

かつしか子ども・若者応援ガイドブック掲載申請書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

子育て政策課長 宛て

(申請者) 団体名 〇〇子ども食堂

代表者名 葛飾 太郎

かつしか子ども・若者応援ガイドブックへの掲載を申請いたします。なお、別紙「対象となる団体及び事業の要件一覧」に記載の全ての要件に該当します。

(フリガナ) 団 体 名	マルマルコドモショクドウ 〇〇子ども食堂
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	カツシカ タロウ 葛飾 太郎
活 動 場 所	〇〇センター
電 話 番 号	090 (1234) 5678
設 立 年 月 日	令和 3 年 4 月 2 日
団 体 構 成 員	10 名 (申請日現在)
参 加 費	子ども：無料 保護者：300 円
対 象 者	☒ 小学生以下 ☒ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 高校生 ☐ その他 ()
定 員	18 歳までの子ども：30 人 保護者：10 人 その他：0 人
利 用 者 想 定 数 (1 回 当 た り)	18 歳までの子ども：25 人 保護者：5 人 その他：0 人
W e b サ イ ト S N S	URL：〇〇〇〇.com ID：Instagram：marumaru_katsushika

担 当 者 連 絡 先	氏名：葛飾 太郎 住所：葛飾区立石〇―〇―〇 電話：090（ 1234 ） 5678 メールアドレス：〇〇〇〇〇〇
当該事業を実施する目的（要旨）	経済的理由や孤食に悩む子どもたちに、温かい食事と安心できる居場所を提供するとともに、必要に応じて関係機関の支援につなげることで子どもの健全育成を目指します。
活 動 内 容	毎月2回、第1第3土曜日（17：00～19：00）に〇〇センターにて開催します。地域のボランティアが協力し、栄養士監修の献立に基づき調理します。また、食事提供に加え、食後の学習スペースや居場所を提供します。
課題のある子ども等を発見した際の相談体制	スタッフ同士で情報を共有し、必要に応じて、子ども総合センターや学校等と連携し、子どもが安心して過ごせるよう対応します。 緊急の場合は、速やかに区役所の担当課や警察、児童相談所等へ連絡します。

掲 載 内 容	区分	当てはまるものすべてにチェックしてください。 ☒ 子ども食堂 ☐ 学習支援 ☐ その他
	会場	〇〇センター
	開催日時	第1第3土曜日 17：00～19：00
	連絡先	090-1234-5678
	予約	☐ 必要 ☒ 不要
	特記事項	重要な情報のみ記載できます。

対象となる団体及び事業の要件一覧

【団体要件】

- (1) 葛飾区内で子ども・若者を対象とした活動を継続的に行っている団体であること。
- (2) 営利を目的とせず、地域や社会に広く貢献する活動を行っていること。
- (3) 代表者が明確であり事業を継続して実施するうえで必要な構成員を有していること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とせず、公序良俗に反する恐れがないこと。
- (5) 暴力団などの反社会的勢力でないこと及び構成員が反社会的勢力の構成員ではないこと。

【事業要件】

- (1) 子どもや若者が主体的に（自らの意思で）参加できる活動（居場所）であること。
- (2) 子どもや若者からの相談に対応できる体制を有していること。
- (3) 幅広く参加者を募り、特定の者のみが参加できる事業ではないこと。
- (4) 1回当たり10名以上参加できる規模で開催すること。
- (5) 食事提供を行う場合は、葛飾区保健所の指導に従うとともに、飲食業の営業許可又は給食開始届等の必要な手続きを行い、衛生管理及び安全の確保を行うこと。
- (6) 参加費は無料又は低額であること。
- (7) 利用施設等のルールを順守するとともに、周囲の環境に配慮すること。
- (8) 参加者の安全に十分配慮するとともに参加者及びボランティアを対象とした損害保険等に参加すること。
- (9) 区から活動状況の報告・確認を求められた場合は応じること。
- (10) 子ども・若者の支援に関し、区と連携及び協力すること。
- (11) 活動により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理すること。